

IV 多様な主体との連携による森林づくりの推進

1 市町村や関係団体との連携

市町村は、地域の森林・林業のマスタープランとして位置づけられている市町村森林整備計画を作成するなど、森林所有者や森林組合など森林整備の担い手と関わりが深く、地域における森林づくりの主導的な役割を果たすとともに、特に、国や道、森林組合等の地域関係者との緊密な連携のもと、地域の課題解決に向けた必要な取組を進めています。

また、道では、市町村や森林管理署、森林組合などが参画する「森林吸収源対策推進地域協議会」を14振興局全てに設置し、市町村が森林環境譲与税を活用した森林整備を進められるよう、研修会の開催や相談窓口の設置など市町村を支援しています。

2 国有林との連携

国有林は道内森林面積の55%を占めており、本道における道産木材の安定供給や森林の持つ多面的機能を発揮する上で大きな役割を果たしています。また、近年、人工林資源が利用期を迎え、林業の成長産業化に向けた取組が活発化している森林資源の循環利用による山村地域の活性化などに対する道民の期待も高まっています。

こうしたことから、道では、平成25年6月に国有林を所管する北海道森林管理局と「北海道の森林づくりに関する覚書」を締結し、民有林と国有林が一体となった活力ある森林づくりを進めています（資料2-IV-1）。

資料2-IV-1 「北海道森林づくりに関する覚書」の取組内容

- ① 地域産業の活性化や雇用の創出に向けた、効率的・安定的な木材供給や道産木材の利用促進、森林づくりを担う人材の育成・確保に取り組み、森林資源の循環利用を推進
- ② 安全で安心な暮らしや豊かな環境を守るため、水源地域などの森林の整備・保全、エゾシカ被害の防止対策などに取り組み、森林の公益的機能を持続的に発揮
- ③ 植樹祭や育樹祭の一体的な開催などの「木育」に基づく道民との協働による森林づくり

（林政連絡会議・地域林政連絡会議の開催）

民有林と国有林が一体となって取組を進めていくため、道水産林務部と森林管理局が「林政連絡会議」を、（総合）振興局と森林管理署等が「地域林政連絡会議」等を開催しており、情報共有や共通する課題について連携して取り組んでいます。

（国有林と民有林が連携した多様な取組の推進）

令和5年度は、森林管理局と道において、国有林と道有林、一般民有林との共同施業や「北海道植樹祭」などの北海道木育フェスタ2023の開催、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」の展開、さらにスマート林業の現地実演会、労働災害防止に向けた研修会など、多様な取組を推進しています。

